主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人斎藤素雄の上告趣意第一点は違憲を主張するけれども、刑法二〇〇条の規 定が憲法一四条に違反するものでないと解すべきことは当裁判所大法廷の判例とす るところであるから論旨は採るを得ない(昭和二四年(れ)二一○五号同二五年一 〇月二五日大法廷判決集四巻、一〇号二一二六頁以下参照)。同第二点は判例違反 を主張する。そして刑法二〇〇条の罪は犯人の身分により特に構成すべき犯罪では なく単に卑属親たる身分あるがため特にその刑を加重するに過ぎないものであるか ら直系卑属でない共犯者に対しては刑法六五条二項によつて処断すべきものと解す るを相当とする。従つて引用の判例はなお維持さるべきである。しかるに所論第一 審判決は被告人Aの所為は刑法二○○条六五条一項六○条に該当する旨判示してい るのであるからこの点においては違法の譏を免れ得ないけれども、同判決は結局被 告人に対し刑法六五条二項を適用しているのであつて、いまだこれを破棄しなけれ ば著しく正義に反するものとは認められない。(のみならずこの点に関する所論は 原審で控訴趣意として主張されず従つて原審の判断を経ていないところであるから、 元来上告理由として採るを得ないものなのである。) 同第三点は単なる訴訟法違反 の主張であり、(この点に関する原判示は首肯し得る。)同第四点は事実誤認の主 張であり、同第五点は違憲をいうが、原審で主張せず、従つてその判断を経ていな い第一審の訴訟法違反を当審ではじめて主張するものであるばかりでなく、所論公 判調書の記載は公判手続の冒頭において裁判長が刑訴二九一条により被告人及び弁 護人に対し被告事件について陳述する機会を与えたところ、被告人が任意になした 陳述に過ぎないのであり、所論のように裁判長において証拠調前事件について被告 人を尋問した形跡は記録上認められないから違憲の主張はその前提を欠き、いずれ

も刑訴四○五条の上告理由に当らない。

よつて同四〇八条により論旨第一点につき真野裁判官の少数意見がある外裁判官 全員一致の意見で主文のとおり判決する。真野裁判官の少数意見は昭和二五年(あ) 二九二号事件同年一〇月一一日大法廷判決掲記のとおりである。

昭和三一年五月二四日

最高裁判所第一小法廷

郎	Ξ	松	岩	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	入	裁判官